

平成28年9月1日

保護者の皆様

市川市立真間小学校
校長 山田 浩一

台風等非常変災時における学校の対応について（お知らせ）

初秋の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、近年、大きな気温の変化や局所的な大雨等不安定な気象が見られ、緊急対応をとらざるを得ないことも多くなりました。

この対応につきまして、教育委員会と校長会で協議した結果、気象情報で警報等が発令されている場合、下記のとおり、全市的又は中学校ブロックを基本として、「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとることになりました。

台風等非常変災時の対応につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

【全市的な対応】

○午前6時の時点で、千葉県北西部（市川市）に関わる気象情報で、市川市全体に「避難指示・避難勧告」「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雪警報」のいずれかひとつでも発令されている場合、児童生徒の安全確保のため、教育委員会と校長会で協議し、「休校」や「登校を遅らせる」等の対応をとります。

【中学校ブロックを基本とした対応】

○午前6時の時点で、中学校ブロック内において、「地域避難指示・避難勧告」が発令されている地域がある場合、中学校ブロック内で協議し、「休校」や「登校を遅らせる」等の同じ対応をとるか、学校独自の対応をとるか判断をします。

【ご家庭での対応】

- (1) 学校の対応については、午前7時までに緊急一斉メール等にて各家庭に周知します。連絡があるまでは、児童生徒は自宅で待機して下さい。（安全確保のため避難を必要とする場合は、避難所に避難して下さい。）
- (2) 状況によっては、ご家庭に登校のご判断を委ねる場合もあります。その際は、遅刻、欠席扱いはいたしません。
- (3) 中学校ブロック内において条件が異なる場合、学校独自の対応策をとることもあります。

※臨時休校の対応をとる場合、放課後保育クラブは「閉所」となります。（小学校）

※午前6時の時点で上記の「警報」が発令されている場合は、朝の諸活動（部活動を含む）は中止となります。

※市立幼稚園につきましても、本文書の対応に準じます。